

芽室町役場庁舎建設基本計画



芽 室 町
平成 29 年3月

序章 はじめに

1. 基本計画の目的

昭和43年に竣工した現庁舎は、これまで危険箇所などについては、随時修繕を行っていますが、抜本的な構造改修は困難な状況です。現庁舎は建築から48年が経過し、法定耐用年数（減価償却資産）の50年も迫っており、建物等の老朽化やバリアフリー対応への不足といった問題を抱えています。また、庁舎の事務機能は分散していることから、町民サービスや行政効率の低下を招く要因になっています。

このように、現庁舎は耐震性をはじめ様々な問題を抱え、町民の利便性やサービスの低下、円滑な行政運営に支障をきたしており、今後ますます多様化する行政需要に対応するため、平成25年3月に「芽室町役場庁舎建設基本構想」を策定し新庁舎の建替えを決定しました。本計画は、基本構想を基に、新庁舎等の具体的な機能などをより明確にすることを目的に策定します。

【現庁舎の問題点】

①耐震性の不足

災害応急対策活動に必要な施設（災害対策本部）として望ましいとされる強度は保有しておりません。

②施設・設備の老朽化

大規模修繕が必要な時期ですが、費用対効果を考えると改修が困難な状況にあります。

③庁舎の事務機能の分散等

中央公民館に教育委員会、保健福祉センターに保健福祉課等の事務所が分散していることから、町民サービスや行政効率の低下を招く要因になっています。

④バリアフリー化への対応が困難

バリアフリー化への改修は配置等から現状では困難な状況にあります。また、エレベーターの設置についても現状では困難な状況にあります。

2. 基本計画の位置づけ

平成25年3月に策定した基本構想を基に、設計条件の整理を行い、具体的な敷地利用・建物配置計画の検討を行います。また、必要な機能整備の考え方を整理し、今後行う基本設計の基礎的な条件を整理します。

第1章 新庁舎施設整備の考え方

1. 新庁舎建設の必要性

(1) 今後予想される大規模地震への対応

国立研究開発法人防災科学技術研究所が発表している2016年度版地震ハザードステーションの予測によると芽室町で今後30年間に震度5強以上の揺れに見舞われる確率が46.4%と予測されています。

(2) 災害発生時の防災拠点機能の確保

役場庁舎は、平常時には行政サービスを提供する建物ですが、災害発生時には住民の生命と財産を守るために防災拠点となると同時に、災害対策活動の指令本部として役割を果たすことが求められています。このため、いつ起こるとも分からぬ災害に対して、防災拠点機能を強化し發揮させる必要があります。

(3) 庁舎に求められる耐震性能

官庁施設の総合耐震計画基準（国土交通省監修）において、災害応急対策活動に必要な施設、人命及び物品の安全性確保が特に必要な施設は、耐震安全性の分類のⅡ類（重要度係数1.25）以上に位置づけられています。

東日本大震災や熊本地震など経て、役場庁舎は重要な防災拠点であるため、耐震安全性の分類をⅠ類とし、重要度係数は1.5と設定する必要があります。

安全性の分類	重要度係数	構造体の耐震安全性の目標	対象施設	構造耐震指標の目標値
Ⅰ類	1.5	大地震後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。	特に重要な防災拠点等	0.9
Ⅱ類	1.25	大地震後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。	学校施設等 避難施設 防災拠点	0.75
Ⅲ類	1.0	大地震後、構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の体力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。	上記以外的一般建築物等	0.6

2. 上位計画・関連計画の整理

第4期芽室町総合計画では、「みどりの中で 子どもにやさしく 思いやりと活力に満ちた 協働のまち」を将来像とし、防災体制の強化、土地利用の方向性を定める、町政への市民参加の推進、健全な財政運営、効果的で効率的な行政運営の推進などを位置付けられています。

こうした意向を踏まえ、本計画においては、庁舎建設に関する施設整備の基本方針、規模、場所、事業計画及び今後の課題への対応について、基本設計に向けた諸条件の整理、検討を行うものとします。

芽室町の将来ビジョン（第4期芽室町総合計画）

後期実施計画（平成25年度～平成30年度）

芽室町まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27年度～平成31年度）

公共施設分野の計画

芽室町公共施設等総合管理計画

芽室町役場ICT計画

土地利用分野の計画等

芽室町都市計画マスタープラン

公共未利用地の有効活用に関する指針

市街地公共施設等再配置構想

環境分野の計画

芽室町緑の基本計画

芽室町地域新エネルギービジョン

関連計画

芽室町地域防災計画
(災害対策基本法第42条)
(芽室町防災会議条例)

関連計画

芽室町災害に強いまちづくり計画

芽室町役場庁舎建設基本構想
芽室町役場庁舎建設基本計画策定に向けた提言書

芽室町役場庁舎建設基本計画

- ・新庁舎施設整備の考え方
- ・新庁舎の規模算定
- ・建設場所の選定
- ・事業スキームと関連施設の処置
- ・事業手法の検討
- ・事業計画

基本設計

実施設計

新庁舎の建設

※【事務所の設置又は変更】

第四条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適當な考慮を払わなければならない。

全体の計画体系図

3. 施設整備の基本方針

(1) 利用者の視点に立った庁舎

- ① 庁舎を一元化によりワンストップサービスをすすめます。
- ② 案内表示の工夫や、利用者の動線に配慮した窓口の配置により、短時間で適切なサービスが受けられる庁舎とします。
- ③ ユニバーサルデザインとし、高齢者や身障者を含む全ての利用者に配慮します。
- ④ 安全な駐車場を確保し、十分な待合いスペースや個別相談室を設けるなど、利便性を重視した庁舎とします。

(2) 防災拠点の役割を果たす庁舎

- ① 災害発生時においても、行政機能を維持できるようにします。
- ② 災害対策本部としての機能を発揮できるよう耐震性を確保するとともに、ライフラインの維持、情報管理が可能となる庁舎とします。

(3) 機能性・柔軟性・経済性を有した庁舎

- ① 個人情報の保護やセキュリティーに配慮し、職員が効率的・効果的に円滑な業務を遂行できるよう、執務環境を整えます。
- ② 建設費用だけでなく、将来的に負担が生じる維持管理費用や、機構の改革に伴う改修や設備更新にも容易に対応出来るコンパクトな施設整備とします。
- ③ 公用車専用の駐車場を確保し、緊急時の円滑な使用を図ります。

(4) 環境に配慮した庁舎

- ① 二酸化炭素(CO₂)の排出削減を目指し、再生可能エネルギーを最大限に活用します。
- ② 維持管理費用削減のため、省エネルギー設備を最大限に活用します。

4. 新庁舎に求められる主要な機能

(1) 窓口機能

- ① 利用者の視点にたった誘導サインと利用しやすい窓口を設置します。
- ② ライフィベントに関連する手続きをワンフロアで行うことができる、ワンストップサービスを実施します。
- ③ 住民の動線に配慮した待合いスペースを確保します。
- ④ 相談しやすい環境づくりとプライバシーに配慮した相談室を設置します。
- ⑤ 行政情報や観光情報のスペースを設置し、利用者へ情報を発信します。

※ライフィベント：転入・出生・婚姻など、人生のできごと

(2) 執務機能

- ① 利用者空間と執務空間を明確にし、スムーズな人の流れをつくります。
- ② 執務空間では職員の横の連携がしやすい配置レイアウトを工夫します。
- ③ 応接スペースや作業スペース、収納スペースの適所配置により、効率的な執務環境を整えます。
- ④ 効率的な利用に対応した会議スペースを設け、情報の共有を図ります。
- ⑤ 職員の福利厚生や利便性に配慮した更衣室、休憩室等を配置します。

(3) 情報管理機能

- ① 個人情報や行政文書などを適切に保管するとともに、閉庁日や夜間などの庁舎管理に対応したセキュリティー機能の充実を図ります。
- ② 文書類の電子データ化を進めるとともに、効率的な収納スペースの確保を図ります。
- ③ 役場 ICT 計画との整合を図り、必要となる設備を導入し、高速通信やセキュリティーの強化を図ります。

(4) 防災拠点機能

- ① 災害応急対策活動に必要な施設としての耐震性を有した耐震構造に配慮したつくりとします。
- ② 災害対策指令の拠点として、災害対策本部会議室を設置し、設備を整えます。
- ③ 災害管理拠点として必要な設備や応急物資の適正な保管場所を確保します。
- ④ 地域防災計画との整合を図り、必要となる付帯的防災機能の導入を図ります。

(5) 議会機能

- ① 議場は意思決定の最高機関としての独立性を保つとともに、議員活動を円滑にするための設備を確保します。
- ② 傍聴席はバリアフリーに配慮したつくりとします。
- ③ 議場や委員会室は住民や各種委員会利用など、多様な活動に対応できるつくりとします。
- ④ 議会 ICT 推進計画との整合を図り、必要となる設備を導入します。

(6) その他（共通）

- ① ユニバーサルデザインの理念を取り入れ、高齢者や障がい者、子ども、外国人などに配慮した、わかりやすく、移動しやすく、利用しやすい庁舎とします。
- ② 利用者駐車場は、とくに冬期間において安全を確保できる構造や配置に配慮した整備とします。
- ③ 照明や、空調・換気設備は省エネに配慮し、個別使用に対応したシステムの導入を図ります。

第2章 新庁舎の規模算定

1. 基本指標

(1) 計画想定人口

第4期芽室町総合計画の平成30年度における目標人口18,700人とします。

(2) 新庁舎に配置される職員数

新庁舎に導入する部署は、現行部署のうち、公立芽室病院、保育所等、土地改良係、給食センター及び図書館係を除く全ての部署とし、現在配属されている正職員と嘱託職員・臨時職員をあわせた187名を配置される職員数とします。

	正職員	嘱託・臨時職員
特別職	3名	0名
総務課	15名	6名
企画財政課	11名	1名
税務課	12名	3名
住民生活課	14名	2名
保健福祉課	25名	5名
子育て支援課	10名	2名
農林課	10名	1名
商工観光課	7名	1名
建設都市整備課	17名	1名
水道課	9名	1名
出納課	3名	0名
学校教育課	6名	4名
社会教育課	7名	2名
議会事務局	3名	1名
監査委員事務局	1名	0名
農業委員会事務局	3名	1名
計	156名	31名

※平成28年11月末現在

(3) 町議会議員数

芽室町議会基本条例第28条に規定する定数16名とします。

(4) 公用車台数

庁舎周辺で整備する公用車の駐車スペースは35台とし、緊急時や災害発生時に対応できる屋根付の駐車施設を整備します。

(5) 来庁者用駐車場

来庁者の駐車場を庁舎周辺に50台（屋根付の車いす使用者用駐車施設2台分含む）を整備します。

(6) 駐輪場

駐輪場は52台（来庁者用10台、公用2台、職員用40台）を整備します。

2. 新庁舎の規模

(1) 現状面積の整理

新庁舎に集約される施設について整理した結果は、次のとおりです。

施設名	面積 (m ²)	備考
役場本庁舎	3,000.90	全部
役場第二庁舎	898.35	全部
保健福祉センター	659.07	事務室・共用部分
公民館	458.09	事務室・共用部分
合計	5,016.41	

(2) 起債基準面積に基づく算定

総務省起債許可に係る標準面積（平成22年度）に基づいて算定した場合は、4,482.74 m²となります。

(3) 国土交通省新宮一般庁舎面積算定基準に基づく算定

国土交通省の基準で算定した場合、4,085.72 m²となります。

(4) 新庁舎の規模設定

今まで分散していた役場機能を一元化することで、それぞれの施設で占有していた会議室や共用部分の面積を減らすことができ、コンパクトな庁舎になり、将来の維持管理コストの縮減を図ることができます。

よって、基本計画で設定する新庁舎の規模は、4,300m²程度とし、今後の基本設計では、4,500m²を上限とし、設計することとします。

3. 新庁舎内の部署配置

(1) 各階の構成（素案）

1階は町民がよく利用する窓口業務の部署を配置し、2階は行政機能や防災機能を担う部署、技術関連部署を配置、3階には町議会及び教育委員会等行政機関を配置することを素案とします。



※この部署配置は、あくまでも素案であり、今後の基本設計の中で検討し、最終的な部署配置を確定させます。

第3章 建設場所の選定

1. 新庁舎の建設場所

役場新庁舎の建設場所は、現庁舎敷地とし、ふれあい交流館敷地を併せた庁舎機能の整備を進めます。

建設敷地の土地利用（案）

土地利用	面積 (m ²)	割合 (%)
①庁舎 (建築面積)	約 1,250	24.0
②駐車場等 (利用者十公用車十倉庫等)	約 3,000	58.0
③樹木・緑地	約 950	18.0

●敷地面積全体 約 5,200 m²

(現庁舎敷地+ふれあい交流館敷地)

• 利用者駐車場
10台分

• 公用車駐車場
24台分
• 倉庫等(物置)

建設敷地のゾーニング（案）・・・現段階での案であり、基本設計で詳細な検討を実施し、確定させます。



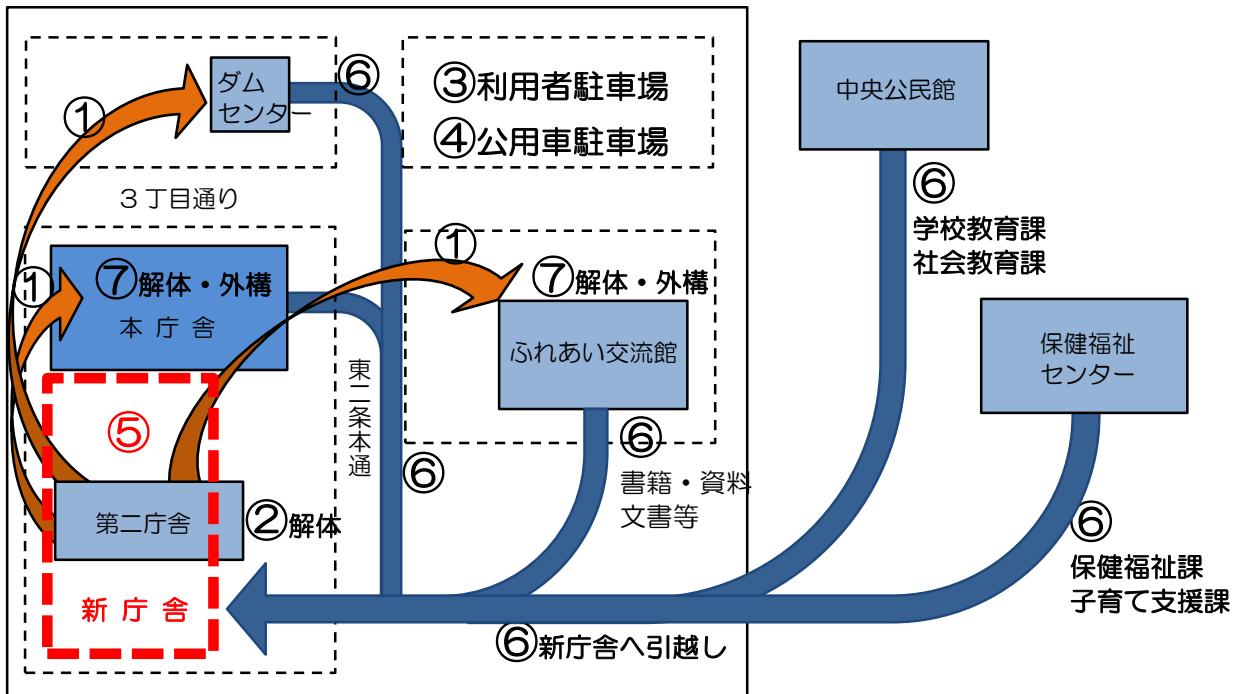
※現庁舎の所在：芽室町東2条2丁目8番1、14番地

ふれあい交流館の所在：芽室町東2条2丁目15番1、19番

第4章 事業スキームと関連施設の処置

1. 事業スキーム（案）

（1）建て替え事業の流れ



① 第二庁舎機能の移転（引っ越し）

- ・建設都市整備課・商工観光課 ⇒ 本庁舎 2 階 西側
- ・農業委員会 ⇒ 本庁舎 3 階 第 2 委員会室
- ・農林課 ⇒ ダムセンターなど
- ・水道課 ⇒ 庁舎 1 階 西側
- ・書籍・資料・文書保管スペース（本庁舎・第二庁舎）⇒ ふれあい交流館

② 新庁舎建設場所の確保

第二庁舎（RC2 階建て）を解体し、自転車置き場の解体（S 造平屋 2 棟）、樹木の撤去を実施する。

③ 既存本庁舎利用者の駐車場スペースを確保

新庁舎が完成し、外構を含めた事業が完了するまで、消防署南側の公共駐車場を庁舎利用者の駐車スペースとして確保する。

④ 公用車駐車スペースの確保

第二庁舎の南側に駐車している公用車の駐車スペースを消防署南側の公共駐車場に確保する。

⑤ 新庁舎の建設・完成

⑥ 新庁舎への引っ越し

⑦ 既存本庁舎及びふれあい交流館の解体・外構整備工事等

※ 現段階での案であり、変更の可能性があります。基本設計時に確定させます。

2. 関連施設の処置

(1) ふれあい交流館

老朽化が激しいため、耐震補強は実施せずに新庁舎建設後に解体します。跡地利用については、庁舎利用者と公用車の駐車場と倉庫等を建設します。

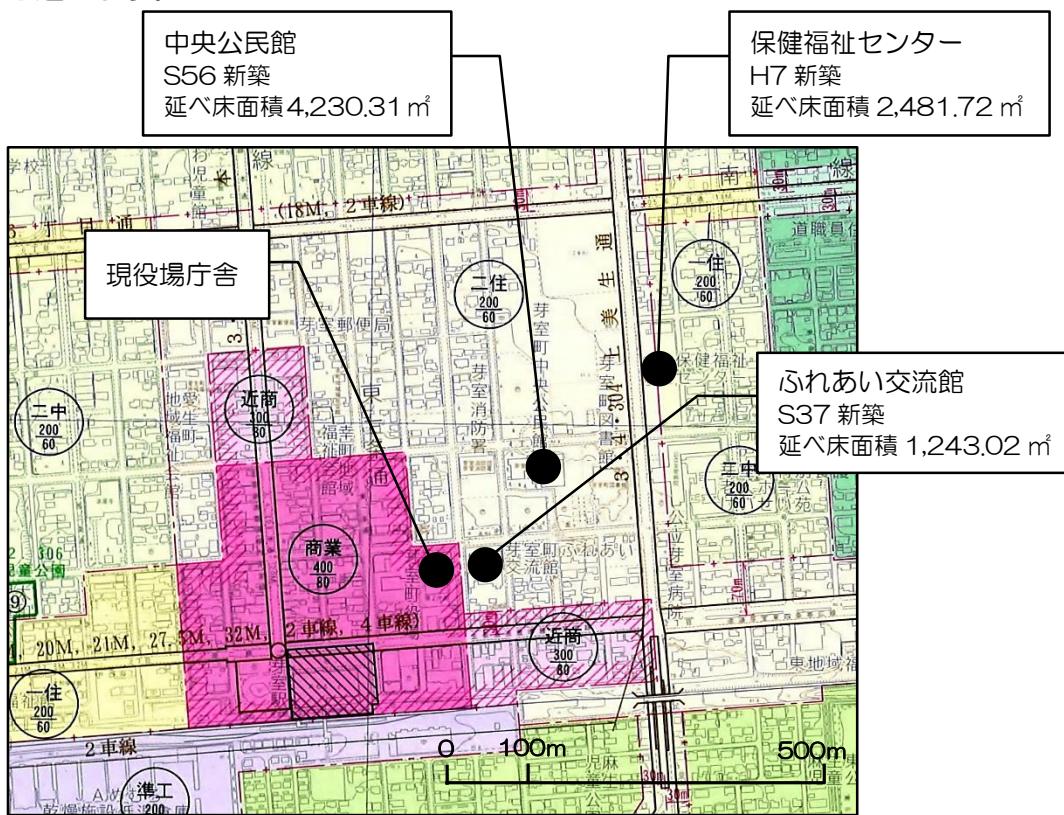
なお、現在ふれあい交流館を利用する団体等の活動場所として、中央公民館を想定し、今後、利用団体等との協議を進め、軽微な改修等を実施します。

(2) 保健福祉センター

保健福祉課と子育て支援課を新庁舎へ集約することにより、現在の事務スペースが空くことから、現在、ふれあい交流館にある社会福祉協議会事務所を移転し、施設の再整備の検討を進めます。

(3) 中央公民館

教育委員会事務所を新庁舎へ集約することにより、事務スペースが不要となることから、現在、ふれあい交流館の利用団体等の活動場所としての協議を進め、再整備の検討を進めます。



芽室町都市計画用途地域図 S1/10,000

第5章 事業手法の検討

1. 事業手法

透明性、客觀性の確保や発注者側の意向の反映、設計段階での町民参加がしやすい、『設計・施工分離方式』及び建設コストや維持管理コストの縮減や一連の事業が円滑に進捗することが期待できる『設計・施工一括発注方式（E C I 方式）』を事業手法としての有効性が高いと考えますが、今後、設計候補者選定及び基本設計を進めながら、最終的な事業手法を検討します。

2. 設計者、施工者の選定方法

(1) 設計者の選定

設計段階においても発注者（町民等）の各種要望を取り入れられやすく、技術力・デザイン力があり、実績などが豊富で、新庁舎に対する技術提案の内容により、設計者を選択することが重要であると考え、プロポーザル方式による設計（基本設計）候補者を選定するものとします。

(2) 施工者の選定

施工者の選定方法は、基本設計時に検討します。

第6章 事業計画

1. 事業費と財源

(1) 概算事業費

基本計画段階における概算事業費は、次のとおりとします。

項目	金額
基本設計・実施設計委託費等	105,600 千円
工事監理費	17,500 千円
解体工事費	191,700 千円
建設工事費	1,834,900 千円
外構整備等付帯工事費	71,100 千円
移転費用	46,200 千円
備品等購入費	140,100 千円
合計	2,407,100 千円

全体事業費は、基本設計・実施設計を進める中で、華美や無駄を省きながら、事業費の抑制を図ります。なお、事業費は、概算で算出していることから、今後の建設市場動向の変化など、変動する可能性があります。

(2) 財源

投入できる財源は、芽室町庁舎建設基金と起債、補助金などを見込みます。

項目	金額	備考
起債	1,626,200 千円	(仮) 公共施設等適正管理推進事業債
補助金	67,000 千円	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
建設基金	713,900 千円	芽室町庁舎建設基金
合計	2,407,100 千円	

庁舎建設基金の残高は、現在約7.5億円（平成28年度12月末時点における年度末現在残高見込み）です。なお、新庁舎建設に対する国・道等の支出金（交付金等）については、活用できる交付金等の情報収集に努め、積極的に活用します。

※ (仮) 公共施設等適正管理推進事業債 (H29年度から5年間)

長寿命化対策、立地適正化の推進及び熊本地震の被害状況を踏まえて平成29年度から新たに創設される予定である。（集約化・複合化事業の場合、起債充当率 90%、交付税措置率 50%）

※二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

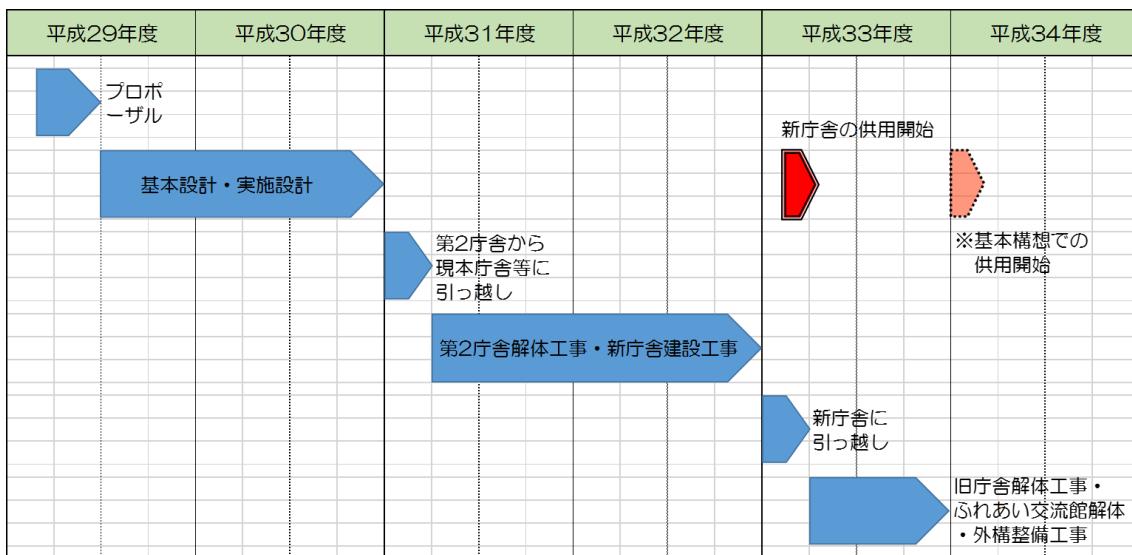
環境省からの交付決定を受け、一般社団法人環境技術普及促進協会が、地域防災計画等に位置付けられた防災拠点施設等に対して、再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備を導入する事業に対して補助する制度である。

2. 事業スケジュール

(1) 事業スケジュール案

新庁舎の供用開始を平成33年度とし、それに向かた最短の事業スケジュールの概略は次のとおりですが、今後の基本設計段階において工法や材料の選定によって工事期間が確定するため、工期短縮など変更される可能性があります。

- ・平成29年度～平成30年度 基本設計（公募型プロポーザル）・実施設計
- ・平成31年度～平成32年度 建設工事
- ・平成33年度 全体供用開始



第7章 今後の課題

1. 設計及び施工に関すること

(1) 経費の削減

庁舎建設事業では、建設工事費の高騰や、工事費以外の移転費用などの様々な経費が発生します。

こうした経費の削減を図るためにには、工事スケジュールの短縮化や可能な範囲での既存公共施設の活用など、設計及び施工上の技術提案に対し、それらの経費削減につながる最も有効な手段を選択することが、設計及び工事発注の段階において求められます。

(2) 町民意見の反映

町民が来庁した際に利用しやすい新庁舎とするためには、町民の多様な意見を可能な限り反映させていくことが必要となります。このため基本設計の段階において、町民の意見を反映できる開かれた意見交換の場を設置する必要があります。

2. 建設中に関すること

(1) 庁舎事務機能の維持

新庁舎建設中は、一時的にはなりますが、第二庁舎の事務機能の一部が分散することから、行政サービスの低下とならない対策をとることが重要となります。

(2) 利用者駐車場の確保

新庁舎建設中は、現庁舎利用者のための駐車場を周辺公共駐車場に確保する必要があります。

(3) 公用車駐車場の確保

新庁舎建設中は、公用車駐車場を周辺公共駐車場等に確保する必要があります。

(4) 周辺環境への配慮

新庁舎建設中は、工事施工に伴う騒音や振動など、周辺環境へ配慮する必要があります。